








議 長	局 長	次 長	主 査	スタッフ	合 議
				 	

会 派 交 渉 会 議 録

日 時	令和4年10月7日(金)	開 会	8時59分	会議時間
		閉 会	9時49分	0:41
場 所	第1委員会室			
出席者	野沢議長、小橋副議長、市川議員、川股議員、柏野議員、生本議員、武藤議員			
説明者		傍聴者数	0人	
事務局	議会事務局長、同次長、同主査	記 者	0人	

会 派 交 渉 会 議 録

野 沢 議 長	ただ今から、会派交渉会を開催いたします。昨日柏野議員からLINEWORKSが入っていました。6時過ぎだったので、私も見ていなくて、今朝見たんですが、柏野議員、説明願います。
柏 野 議 員	今日の議案の中で、恵義会の提案だけが議題になっていて、前回協議いただいた私どもの案についても、協議いただけたらという主旨で送らせていただきました。
野 沢 議 長	これについては、2本とも持ち帰りになっていますが、恵義会は修正案を出し次第協議したいという意向がありましたので、それについては、修正案が出てきましたので、協議をするということで、ただ、柏野議員のほうは、急がないと、じっくり協議したいということですし、持ち帰りの案件についても、報告を受けていないということで、急速恵義会だけとなりましたが、皆さんの意見を聞いてみたいと思います。副議長。
小 橋 副 議 長	もう少し時間がないと、歩む会のほうの提案については、まだ早いと、時間のほうも急がないと前回の会派交渉会で聞いておりますので、その辺は十分に配慮していただきたいと思います。
野 沢 議 長	市川議員。
市 川 議 員	前回、川股議員から早急にという話がありましたし、訂正が出てきたという状況であります。それを受けて今回の交渉会になったのではないかと思います。柏野議員のほうについては、その後の処理については何もなかったという判断であります。それを踏まえて、今回の交渉会については、恵義会からの提案の修正があったという確認であると私は思

野 沢 議 長 生 本 議 員	います。 生本議員。 歩む会の提案は、今後も継続して議論していく内容だと思います。恵義会のハラスメント条例については、修正案が出ていましたので、今日の会議に至ったものと思っています。
野 沢 議 長 武 藤 議 員	武藤議員。 恵義会は修正案が出てきているので、早急に議論した方がいいかと、柏野議員のほうは、吟味しなければならないので、時間がかかるので、今日はハラスメントに絞ってやるのはやむを得ないと思います。
野 沢 議 長 川 股 議 員	川股議員。 前回の会派交渉会の中で、各代表の方から、修正の提案があり、そのあと文言調整ということで、各会派長、法制と相談した後、文言調整して修正案ができました。その中で提出したものでありますので、今回は恵義会のハラスメント条例だけで了承していただければと思います。
野 沢 議 長 柏 野 議 員	柏野議員。 私から何も動きがないということですが、前回議長からいただきましたまちづくり基本条例の検証の中での討論がどうなったのかということと、前回いただいた意見に対する回答を作成しております、可能であれば配付させていただきたいと思っています。恵義会から提出のあったものは早急に議論していただきたいと思っていますが、あわせて私から出したものについても、同様に進めていただければと思っています。
野 沢 議 長 小 橋 副 議 長	副議長どうですか。 前回の課題の部分を今日お示ししたいということですよ。本日各会派に配布して、それぞれ会派に持ち帰るという形でいいんですか。説明は若干あるかとは思いますが、歩む会さんとしては、その他になるかもしれませんが、議長が最終的に判断するんですけど、歩む会さんも納得していただけるんでしょうか。
野 沢 議 長 柏 野 議 員	柏野議員。 同じく新規で提案されたものが、同じスピードで進んでいかないことに違和感を感じているということです。
野 沢 議 長 小 橋 副 議 長	副議長。 中身が皆さん、一度持ち帰っていると思うんですよ。先ほど、皆さんのおっしゃったとおり、時間がかかるんですよ。時間が短いので、会派によっては、まだ進んでいないところもあると思うので、今日は前回の質問事項に答える、それを皆さん、また持って帰るということではできないんですか。
野 沢 議 長 柏 野 議 員	柏野議員。 時間が短いということかというと、それは恵義会の提出されたものも同

野 沢 議 長	<p>じだと思うのですが。私としても、会派内で十分な協議をする時間がとれていませんので、現時点でお話しできるのは、私の見解でしかありません。</p> <p>暫時休憩します。</p>
	<p style="text-align: center;">9時 7分 休憩</p> <p style="text-align: center;">9時16分 再開</p>
野 沢 議 長	<p>再開します。休憩中に協議させていただきました。本日は、恵義会からの提案のハラスメント条例のみの協議、歩む会からの条例の協議については、10月11日、決算の代表質疑終了後に行うということで皆さん合意しましたので、よろしいですね。そういう形で進めたいと思います。</p> <p>それでは改めて会派交渉会を開きます。会派交渉会の進め方についてお諮りします。日程につきましては、お手元に配布の議案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各 議 員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
野 沢 議 長	<p>異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。それではこれより議題に入ります。1. 案件「議員提案条例(案)について」の協議を行います。前回協議いただいた恵義会からの提案について、修正案が提出されましたので、川股議員より説明願います。</p>
川 股 議 員	<p>前回の会派交渉会で皆様からご意見をいただきました。それを受けて修正を行いました。前文については議会基本条例等との整合性も含めながら検討してほしいとのことでしたので、かなりの部分を削除して簡潔にすることしました。外部の第三者委員会ですが、前回議長は、任期によって変わるものですから、はっきりどんな役職だと書いたらどうかという意見がありましたが、それについては、法制と確認しましたが、細かいことについては、条例に盛り込むのではなく、細則、規則で網羅すればいいということで、その他これに必要なものは議長が別に定めると一番最後に書いてあります。それでいけるということです。</p>
野 沢 議 長	<p>どう変わったのですか。4条は。</p>
川 股 議 員	<p>第4条、議長の責務ですが、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、速やかに社会的信望があり、見識の高い者から指名、選任して、委員によるハラスメント問題に関する第三者委員会を設置し、という文章に修正しました。通報のところになりますが、議員の責務のところ、7条3項ですね、以前の会派交渉会では、一期生であれば、ハラスメントを目撃したときに、それを指摘し、慎む旨を伝えるのは難しいのではないか、という意見がありましたが、条例ですので、そのことについて</p>

は、条例違反というくらいの縛りがないと、条例としての意味がないと法制のほうでは解釈しておりました。あわせて、歩む会と民主から、そのことにプラスして、通報の部分をつけ加えたほうが良いということでありました。このことについても、法制に相談しました。通報という言葉ではなく、目撃した内容を議長に報告しなければならない、というのが7条第3項に追加修正したものです。公表等の第5条、前条とは何だのご指摘がありました。前条を以前のものと組み換えをしましたので、前の条文にあたる第1項、調査でハラスメントがあった場合というふうに解釈されるそうです。あと、会計年度任用職員のことがありました。それについては、一般職ということにかまわないということでした。それから前文のほうで、議員が職員に対してという一方的な表現であったということでしたので、前文については、その部分を削除しましたが、それに伴い、第5条の中で、速やかに当該ハラスメントを行った議員の指名を公表し、となっていたものを、ここは議員も職員間もすべて該当しますので、ハラスメントを行ったもの、というふうに訂正しました。最後になりますが、8条のプライバシーの保護、議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、といったところですが、当事者というのは、誰を指すのか、ハラスメントを行ったものなのか、されたものなのか、ということでしたが、これについては、第一当事者、第二当事者という概念があって、事実が決定されるまでの間、それはどちらについても、ハラスメントを行ったと思われる方、あるいはそれをされたと思われる方についても、プライバシーの保護に十分に配慮するというので、それから認定された後、名前が公表された後の、今度はされた人たちについてのプライバシーの保護をしっかりと守ってくださいという意味に解するそうです。私からは以上です。抜けがあったら指摘してください。

野 沢 議 長
市 川 議 員

川股議員より、前回の意見を踏まえて修正がありました。市川議員。基本的なことをいうと、議長の責務、議員の責務の中で、ハラスメントの抑止及び根絶と入っているのですが、標題は抑止を抜いています。標題に抑止を入れたらどうかというのが一点、もう一点、目撃した内容を議長に報告しなければならないといあるが、報告することができるでは弱いですか。

野 沢 議 長
川 股 議 員

川股議員。標題について、私も抑止及び根絶条例というふうに提案したんですが、法制のほうで標題については、抑止及び根絶についてという言葉は入れない方がいいということでした。表題で根絶をしっかりと願う強い表現があったほうが良いということですのでございまして、もし皆さんが抑止及び根絶という標題が良いとなれば、変えることは可能です。それから、こ

	<p>の目撃した内容を議長に報告しなければならないということでしたが、これについても、市川議員と同じように、私もそういう言い方をして、最初は通報ということでございましたので、その通報という言葉も、ちょっと強すぎるのではないかということで、報告に変えており、あと、努力義務でございますので、そういった中で、前文からの整合性も含めて、しなければならないというふうになったものであります。ただ、それではちょっと言葉が強いので、もう少し柔らかい言葉に変えたほうがいいということであれば、更に法制に相談し、言葉の修正については可能だと思います。議長、その部分は、皆さんに意見を聞いていただきたいと思います。</p>
野 沢 議 長	<p>柏野議員。</p>
柏 野 議 員	<p>標題に関しては、私は根絶だけでいいのかなと思います。7条3項のところは、私も事前に修正のお願いをしていたこともあって、気になっているところですが、現状の表現ですと、7条3項前段の部分では、慎む旨を指摘するよう努めるということで、前段は努力義務でありながら、あわせて後段は報告義務が課せられている状態になっていて、しかも、その両方をしなければならなくなるので、これだとバランスが悪く思っていました。だから or の規定に変えた方が私はいいいのかなという意見です。</p>
野 沢 議 長	<p>標題について、今のままにするか、抑止及び根絶条例にするかですが、抑止なのか、根絶なのかということで、根本は根絶ですよ。それであれば、抑止条例だけにするとか、ただ、中身は読めばわかるので、標題についてはこれでいいのかなと私は思っています。よろしいですか、標題は根絶条例で。次、7条3項、これは前回、それを目撃したとしても、言えるかという話しになりましたが、条例ですからそれくらい強い姿勢で臨んだほうがほうがいいと、強い気持ちを持つということが大事だなと思います。ただ、実際問題どうかと、なかなかきびしいから、努めるということになっていると、ただ、見たらやっぱり報告くらいしようと、そうでなければ、しなくてもいいとことですよね、逆に。武藤議員。</p>
武 藤 議 員	<p>3項の前段が努める、最後は報告しなければならない、これはどちらか強くしておかなければ、何のためにこれを作るかと、例えば、努めるとともに報告することができる、とすれば、両方しなくてもいいわけだから、どこかで強い表現が入っていないと、我々の決意が。</p>
野 沢 議 長	<p>武藤議員の言われるとおり、何のために作ったのかと、努力義務だから、どっちもやらなくてもいいことになってしまう。だから、これでいいのではないかと思います。指摘することについては、いろいろあるので、難しいですが、そう努めなさいと、しかし、目撃した内容は議長に言わない限りは、何も解決しないでしょう。その時の議長が聞いた上で、</p>

		適切に対応しなければならないのだから、それもなかったら、結局そこから進まないでしょう、というふうに思います。ただ、皆さんが報告することができるという表現でいいというのであれば、かまわないですけど、ただ、条例なので、そのくらいの気持ちをもって、いいのではないですか。見たら報告しなさいと、議長に言うくらいなら、言えるでしょう。その前に、会派の代表に言えばいいのかもしれないし。そのことを伝えて対応するという動きにならないと、いつまでたっても抑止にも根絶にもならないですよ。せめてそのくらいはやらないと、作る意味がないのではないかと。柏野議員。
柏野議員		私としては、努力義務&義務ではなくて、義務 or 義務がいいと思っていますのですが、ただ、努力義務&義務とした規程のほうが、法制的にどうなのかなというところも含めて、私はよくないと思っていますのですが、そこは確認させていただかないと。今、私の意見を言いましたので、それ以上はなんとも言えないですけど。
野沢議長		報告することができる、としますか。
柏野議員		私は義務を緩めるということではなくて、義務 or 義務にするべきだと思っています。
野沢議長		指摘しなさい、というようにするということですか。
柏野議員		指摘もしくは報告することのいずれかを義務づけ、義務と努力義務を並列するのであれば、項を分けるべきと思っているんですが。法制はそれでいいとのことですが、私としてはスッキリしない部分があるので、そこは確認しないと何とも言えないですけど。
野沢議長		川股議員。
川股議員		わかりました。その指摘することと、報告することについては、どちらかという意味合いの文章に、どのようにしたら法的にマッチするか、法制と相談します。そのうえ、そこを直した段階で、皆さんに報告します。それでよろしいですか。
武藤議員		これ、法制に確認して、それで問題なければ、このままでいいのですよ。法制が法的にこれほうまくないと、文面的に、だからそれが問題ないよというのであれば、このままでいいと思います。
野沢議長		法制を通ってきたのですよね。問題ないと言っているのですよね。
武藤議員		だから、再度確認して下さい。
野沢議長		川股議員。
川股議員		わかりました。意味合い的に両方するものなのか、片方ずつでもいいのかというのを確認して、両方するものだという解釈であったならば、片方ずつにするにはどの言葉がいいのかということを選択していただいて、それを皆さんにお示ししていきたいと思います。いかがでしょう。
野沢議長		柏野議員。

柏野議員	私が思っているのは、都度、法制に確認して個別にするのではなく、一定の案が出来上がった状態で、それをそれぞれの会派の中でしっかり協議をした段階で最終的に表でやっていくべきだと思っています。
野沢議長	今の見解、副議長、どうですか。
小橋副議長	そのやり方でもいいのですが、やはり事前にある程度お示した中で進めた方が私はやりやすいと思っているのですが、その辺は柏野議員との考えのズレがあると思いますが、私は修正した段階で皆さんにお示しする方法がいいと思います。
野沢議長	川股議員。
川股議員	柏野議員は、私が個別に調整して皆さんにお示しする、それ以外のことは合意していただいていると思っていますので、それを直した段階で提出して、皆さんとしないと合意できなということですか。
野沢議長	柏野議員。
柏野議員	最終的な進め方の部分で、先ほど川股議員から最終日に議決をしたいというお話があつて、私、その進め方にちょっと違和感を感じているところです。現段階として、案を定例会が始まってから練って、それを定例会中に上程して議決するという手続きが果たして取れるのかということを考えています。私としては最低限、上程することがあったとしても、委員会に付託するなどして審議をしたうえでないと、条例を作るという手続きが上程して即決することにはならないと思っていますので。ですから、今、案の段階で一定のものを作つていただいて、出していただいたらいいと思っています。あくまでも正式な審議は上程された後、というふうに考えています。
野沢議長	副議長。
小橋副議長	そういう形は否定しませんが、内容にもよると思います。緊急を要するとか、そういう場合でも、そういう手続きになると、すべてが後手後手になって、スピード感に欠けると感じますので、そこはケースバイケースではないかと思っています。そういうやり方は、手順としては問題ないと思うのですが、やはりスピードに関しては、今日も申合わせがあつて、会派交渉会を開いたということは、議長がスピード感をもって対応しているということなので、一定の期間と今おっしゃいましたが、それぞれ持ち帰って会派でも協議してもらったうえでの内容ですので、その辺は私は柏野議員とは考えが違うなと思います。
野沢議長	川股議員。
川股議員	ただ今の柏野議員の発言ではですね、文言を修正あるいは改正したにしても、今の進め方について疑義があり、本会議での決着とするので、即決にはならないということで解してよろしいですか。
野沢議長	柏野議員。

柏野議員	<p>少なくとも、本会議に上程されて、それから改めて議案についてはしっかりと精査をしたうえで、結論を出す必要があると思っていますので、私としては、付託をして審議をしていきたいと考えております。</p>
野沢議長	<p>まずは、今の懸案のところをしっかりと確認していただき、その後どういう形でこれを進めていくかという話しですが、確認するのは今日でもできますよね。そのうえで、川股議員の言っていた最終日での制定に向けてどうするのかという話しになってくるのですが、皆さんどうですか。柏野議員はどちらにしても、1回きちんと案を出して、それを会派に持ち帰って、上程されたとしても付託をして審議をして、更にそれで結論を得ると、そういうことですね。川股議員は違うのですね。</p>
川股議員	<p>確かにそういうやり方も一つの方法であると思いますし、そんなに長くない、ハラスメントを根絶するのだという条例にあって、それを常任委員会に付託しても、そんな議論にはならないのではないかと思います。そういったことも含めて、個人的には、私は以前からこの条例の素案を皆さんにご覧いただいて、それぞれ会派交渉会で意見をしっかりと行っていただいて、まとめて提出したいと考えておりますので、私としては、今議会の最終日に全員賛成の一致ということで即決・簡易、あるいはどうしてもということであれば、やむなく起立ということもあり得るかなと思いますので、是非とも最終日に提出したいと、結審していただきたいと思います。</p>
野沢議長	<p>どうしますか。もう審議はやめますか、それとも引き続きしますか。今の話し、解釈を間違えていたら申し訳ないですが、どうしても提出するということですね。最終日に出したいと、どちらにしても提出するということですね。柏野議員。</p>
柏野議員	<p>私も基本的に制定については賛同しています。前向きに捉えています。ただ、手続きとして、ここで案を作って、全員で提出するというのが本当にいいのかというところに疑問を抱いていて、だから上程していただくのは全然かまわなくて、上程していただいたものを、例えば付託をするなりして、しっかりと審議をしたうえで結論を見出していくべきだという考え方なので、そこで即決、簡易採決ということは、私は考えていません。</p>
野沢議長	<p>どちらにしても、上程するという事はいいですか。その後どうするのかは、各会派の考え方ですね。今、きちんと修正して確認をとって、きちんとしたものを最終日に上程するという事はよろしいですか。それについてどういう判断をするかというのは、各会派の考えで対応していただくと、それでよろしいですか。柏野議員。</p>
柏野議員	<p>了解したのですが、前回の議論の中では、今議会中の制定という議論にはなっていなかったと思うのですが。ただ、最終日に出すというの</p>

野 沢 議 長
小 橋 副 議 長
野 沢 議 長
川 股 議 員
野 沢 議 長
市 川 議 員
野 沢 議 長
生 本 議 員
野 沢 議 長
武 藤 議 員
野 沢 議 長

は同意したいと思います。

副議長。

いいです。

川股議員。

はい。

市川議員。

いいです。

生本議員。

いいです。

武藤議員。

はい。

最終的な文言整理したものを皆さんに提示していただいたうえで、最終的にこの案件は提出するという事については合意いたしました。それについてどういう対応をするかについては、各会派の考え方で、それ以上はここでは協議できませんので、そういう形で対応するという事でよろしいですね。

今回は11日火曜日、決算代表質疑終了後、もし、この案件について何かあれば行いますし、メインは歩む会の出された案について協議したいということでよろしいですね。

以上で会派交渉会を終了します。

(9時49分 終了)